

消費生活かわら版

令和6年度
特別号

編集・発行 福岡市消費生活センター
〒810-0073
福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号あいれふ7階
TEL092-712-2929 FAX092-712-2765
相談専用電話 092-781-0999
受付時間 月曜日～金曜日：9時～17時（来所相談は要予約）
土曜日：10時～16時（電話相談のみ）
※祝休日、年末年始（12月29日～1月3日）は休み

令和5年度に消費生活センターに寄せられた 相談の多い事例をご紹介します

販売購入形態別 相談件数ランキング （※全相談件数 11,492件）

第1位 通信販売	4,354件	事例 1
第2位 店舗購入	2,811件	
第3位 訪問販売	856件	事例 2

商品別分類相談件数ランキング （※同左）

第1位 商品を特定できない相談	861件	事例 3
第2位 不動産賃貸	761件	事例 4
第3位 エステティックサービス	317件	事例 5

お試しのつもりが「定期購入」に!?



アドバイス

- ◆割引価格の「初回」「モニター」「お試し」は契約条件に注意しましょう。定期購入が割引価格で購入するための条件となっている場合があります。
- ◆インターネット通販をはじめとする通信販売はクーリング・オフ制度がありません。解約や返品のルールは注文前に確認しましょう。
- ◆最終確認画面の印刷やスクリーンショットなど、注文時の契約内容を記録として残すようにしましょう。



次のページにもよくある
トラブル事例を紹介しています。
大切なことなので
必ず読んでくださいね。



困ったときは
一人で悩まず相談を
消費者を取り巻く環境は、近年、商品・サービスの多様化やデジタル化の進展などにより大きく変化しており、消費者トラブルも複雑化・多様化しています。高齢者を狙った悪質商法の手口は年々巧妙化し、また、成年年齢が十八歳に引き下げられたことにより、若者の消費者トラブルも増加しています。福岡市は引き続き、地域、消費者団体、事業者の皆様と連携しながら、消費者教育や啓発活動など、消費者被害を未然に防止するための様々な取り組みを進めてまいります。困ったときは一人で悩まず、まずは消費生活センターや警察に相談してください。

福岡市長 高島 宗一郎

次のページへ